

## **物流の適正化・効率化に向けた「チルド食品業界製配販行動指針」について**

チルド物流研究会(チルド食品メーカー10社)とSM物流研究会(小売24社)は「チルド物流研究会×SM物流研究会」を結成し、物流の適正化・効率化に向けた「チルド食品業界製配販行動指針」(チルド食品物流のガイドライン)を作成した。本取り組みを通して、「持続可能なチルド食品物流」を構築するための礎としたい。

### **1. 「チルド物流研究会×SM物流研究会」の目的**

「持続可能なチルド食品物流」を構築するため、製配販(メーカー・卸・小売)が協力して物流課題に取り組む。チルド食品物流は「チルド温度帯での配送」、「多頻度・少量配送」といった各条件の中で成り立っており、物流危機の高いカテゴリである。食生活を支える社会インフラとしての責務を果たすため、サプライチェーン全体で本活動を推進する。

### **2. 物流の適正化・効率化に向けた「チルド食品業界製配販行動指針」の概要**

- (1)既に公表されている「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」対応の「加工食品業界製配販行動指針」の内容に倣い、作成した。
- (2)「物流業務の効率化・合理化」、「輸送荷役時の安全確保」、「運送契約の適正化」の3分類で構成する。
- (3)毎年度、各項目を評価して数値化する。数値の低い項目は分析を行い、協議・課題解決に向けて取り組む。  
※詳細につきましては、別紙をご参照ください。

### **3. 重要課題の分科会制度**

物流の適正化・効率化に向けて、チルド物流の重要課題については製配販(メーカー・卸・小売)が分科会制度を採用して課題解決に取り組む。

- (1)「荷役作業削減に向けた付帯作業定義」の分科会を設立
- (2)「積載率改善に向けた納品条件の見直し」の分科会を設立
- (3)3ヵ月毎に「全体会」を開催し、各分科会の進捗報告、その他の課題について協議する。

※小売は首都圏SM物流研究会の「チルド物流における物流課題の解決」分科会に参加している企業が担当する。

※株式会社日本アクセスは一般社団法人日本加工食品卸協会の代表として参加し、卸視点での助言、課題解決に向けて協力する。

#### **【本件に関する問い合わせ先】**

一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 SM物流研究会 事務局  
TEL: 03-5203-1770 FAX: 03-5203-1771 E-mail: info@jsa-net.gr.jp

以上

## 物流の適正化・効率化に向けた「チルド食品業界製配販行動指針」

「優先度」

A:注力項目(チルド食品物流において課題が多く、優先される事項)

B:必須項目(法規制対応、環境・施設改善、契約事項等)

C:チャレンジ項目(従来の慣行にとられない新たな事例創出を促す事項)

	項目	内容	製配販連携取り組み事項	優先度
物流業務の効率化・合理化	①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握	入出荷に係る荷待ち・荷役作業等にかかる時間を把握する	○発着荷主双方で、荷待ち、荷役作業の実態を把握する。原則すべての拠点を把握する(日別、納品先別、時間、業務内容等) ○附帯作業の定義・責任範囲を発着荷主双方で合致させようとして、実施の条件は発着荷主、物流事業者が相対で定める	B
	②荷待ち・荷役作業等時間の短縮	物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない荷役作業等をさせない 荷待ち荷役作業等にかかる時間が2時間以内となっている荷主は、目標1時間以内としつつ、更なる時間短縮に努める	○1回の受け渡し1時間以内を目指す ○1回の受け渡して2時間以上の荷待ち・荷役作業等時間が発生している場合、発着荷主、物流事業者が連携して時間短縮を図る	B
	③納品リードタイムの確保	物流事業者の準備時間の確保や輸送手段の選択肢を増やすために、納品リードタイムを十分に確保する	○物流事業者の準備時間の確保や車両効率を前提として、納品リードタイムを十分に確保するよう、発着荷主の協議により相対で定める ○センター納品時間の見直しも同時に検討する	A
	④物流資機材の標準化・利活用	物流資機材の規格等について標準化を推進する	○効率的で統一的な納品形態を検討する ○メーカーレートの標準化・共通化を検討する	C
	⑤物流システムの標準化・利活用	データ・システムの仕様の標準化と共同利活用を推進する	○伝票レス化を推進する ○EDI受発注を推進する	C
	⑥検品の効率化・検品水準の適正化	検品の効率化・適正化を推進し、検品のための作業や検品時間を削減する	○SKU特性に応じた出荷単位(発注単位)を設定し検品時間を削減する ○発着荷主間で協議し、検品の効率化を推進する	A
	⑦出荷に合わせた生産・荷造り等	出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮する	○外装サイズや表示の標準化、適正化に取り組む	C
	⑧共同輸送の推進等による車両の有効活用	幹線輸送と集荷配送の分離、集荷・配送先の集約等を実施する 他荷主との連携や積合せ輸送の実施により、積載率を向上する	○共配荷主の配送条件の調整を行う(リードタイムや納品時間・曜日等) ○着荷主と車両の相互活用、引き取り物流、先行在庫、マザーセンター化等を検討する	C
	⑨発注の適正化	日内(朝納品の集中)曜日・月波動の平準化や、繁閑差の平準化、適正量の在庫の保有、納品日の集約、発注の大ロット化等を通じて発注・納品量を適正化する	○発着荷主間で協議し、納品量と頻度の適正化を検討し、合理性が認められる場合、休配日を設定する ○特売商品・新商品について、小売から取引先に発注情報を事前に提示し、計画的な運用を推進する	A
	⑩混雑時を避けた運送	渋滞や混雑を避け、出荷・納品時間を分散させる	○発着荷主間で協議し、効率化を検討する	B
	⑪物流管理統括者の選定	物流業務を統括する者(役員等)を選任し、物流の適正化・生産性向上に向け、社内の関係部門(調達・販売等)との連携を促進する	○社内および社外に対して実効性を発揮する責任者を選任し、物流適正化・生産性向上を主導する	B
	⑫物流の改善提案と協力	商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討・改善する 荷待ち時間や附帯作業の合理化要請があった場合は、真摯に協議に応じ自らも積極的に提案する	○チルド物流研究会、SM物流研究会等において情報を共有し、引き続き検討・改善を図る ○関連する業界・団体・企業に広く情報発信し、活動の推進・拡大を図る	B
	⑬荷主側の施設の改善	物流施設の集約、新增設、レイアウト変更等必要な改善を実施し、パース等の荷捌き場について、貨物の物量に応じて適正に確保する	○出荷準備、回収品の配置に十分なスペースを確保する ○物量、納品車格に応じた必要な荷受け場所の改善を行う	B
	⑭入出荷業務の効率化に資する機材等の配置	適正な数のフォークリフトや作業員等、荷役に必要な機材・人員を配置する	○入荷業務のルールを決めて、互いに効率化を図る	B
	⑮物流コストの可視化	荷主間の商取引において、基準となる物流サービス水準を明確化し、サービスの高低に応じてコストを上下させるメニュープライシング等の取組みを実施し、物流効率に配慮した発注を促す	○「基準となる物流サービス水準の明確化」と「サービスに応じたコスト設定」につき、真摯に協議する(「物流事業者への還元」を原則とする)	B
輸送荷役時の安全確保	①運送時の安全対策	異常気象が発生または発生見込みの場合は無理な運送依頼を行わない。物流事業者が運行中止を判断した場合はこれを尊重する 運転者が適切に休憩を取れるよう出荷予定時刻を設定する	○異常気象が発生または発生見込みの場合は、国土交通省通達「異常気象時における措置の目安」を参考に、発着荷主・物流事業者で協議のうえ判断する(無理な運送依頼を行わず、物流事業者が運行中止を判断した場合はこれを尊重する) ○1日の拘束時間と翌日運行開始までの休憩時間を考慮した配送ダイヤグラムを設定する	A
	②荷役作業時の安全対策	労災の発生を防止するための対策を講じるとともに、事故が発生した場合の賠償責任を明確化する	○納品環境の安全確認を行い、必要に応じて改善を行う	A

## 物流の適正化・効率化に向けた「チルド食品業界製配販行動指針」

「優先度」

A:注力項目(チルド食品物流において課題が多く、優先される事項)

B:必須項目(法規制対応、環境・施設改善、契約事項等)

C:チャレンジ項目(従来の慣行にとられない新たな事例創出を促す事項)

	項目	内容	製配販連携取り組み事項	優先度
運送契約の適正化	①運送契約の書面化	運送契約は、書面または電磁的方法で適切に締結する	○運送事業者と契約書・覚書を適切に締結する	B
	②荷役作業等にかかる対価	荷主は運転者が行う荷役作業料等を支払う者を明確化し、物流事業者に適正な料金を支払う 自ら運送契約を行わない荷主事業者においても同様	○物流事業者に荷役作業料等が適正に支払われるよう、発着荷主は真摯に協力する	B
	③運賃と料金の別建て契約	運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」は、別建ての契約を原則とする	○発着荷主、物流事業者間で協議し、「料金」の詳細を定め、これを支払う	B
	④燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映	物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路料金実費の料金反映を求められた場合は、適切に転嫁する	○物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路実費の料金反映を求められた場合は、協議のうえ、改定内容を契約書に明文化し、適正料金を支払う	B
	⑤下請取引の適正化	元請事業者が下請に出す場合、⑤～⑧の対応を求めるとともに、特段の事情なく多重下請が発生しないよう留意する	○下請状況の実態を把握する ○実運送体制管理簿を確認し、健全化措置の努力義務に努める	B
	⑥物流事業者との協議	運送契約の条件に関して、積極的に協議の場を設ける	○最低限年1回は物流事業者との契約条件に関する協議機会を設ける	B
	⑦高速道路の利用	拘束時間削減のため、高速道路を積極的に利用する	○拘束時間の短縮が見込める際は、配送ルート再設定を検討する	B
	⑧運送契約の相手方の選定	物流事業者の選定にあたり、法令遵守状況や、働き方改革・安全性向上への取り組みを考慮する	○物流事業者の法令遵守状況や安全性向上への取り組みを定期的に共有する場を設ける	B

※生鮮品を除く、チルド温度帯で保存、流通する商品

※牛乳、豆乳、乳飲料、乳酸菌飲料、野菜・果汁飲料の一部、乳製品、チルドデザート、肉加工品、チルドピザ、チルド中華、チルドスナック、チルド麺、豆腐、こんにゃく、納豆、練製品、佃煮、漬物、チルド和惣菜・洋惣菜、卵などが対象



2026年3月24日

## 「チルド物流研究会」2025年度の取り組みについて ～課題の深掘りとチルド食品物流のガイドラインを作成～

チルド食品\*を取り扱う10社（伊藤ハム米久ホールディングス、江崎グリコ\*\*、日清食品チルド、日清ヨーク、日本ハム、プリマハム、丸大食品、明治、森永乳業、雪印メグミルク）は、持続可能なチルド食品物流の実現を目指し、「チルド物流研究会」を2024年10月に発足させ、その後も継続的に活動に取り組んでいます。

\* 10度以下の温度帯で流通される、ハムやソーセージなどの食肉加工品、牛乳やチーズなどの乳製品、生麺、ピザなどの調理食品

\*\* 江崎グリコは2025年1月参画

### ■理念（目指すもの）

「チルド物流研究会」は、チルド食品に関わる関係者（メーカー企業・流通企業・物流事業者）が一丸となって、チルド食品物流の在り方について協議を進めます。課題の解決と、環境負荷低減を両立させつつ、消費者に向けて安定的に商品を生供給できる持続可能なチルド食品物流の実現を目指します。

### ■取組課題

チルド食品を消費者へ安定的に供給し続けるためには、発荷主・着荷主がこれまで当たり前に行ってきた納品条件や商習慣を見直し、ドライバーが働きやすい環境を整える必要があります。そこで、チルド食品物流の在るべき姿を目指し、以下の4つの課題に取り組んでいます。

#### ① 納品条件の緩和

納品リードタイム延長、休配日の設定、発注単位の見直し、新商品・特売品の事前発注化など

#### ② トラックドライバーの付帯作業削減

ドライバーの店別仕分作業、庫内積み替えや移動作業、フォークリフト作業の見直しなど

#### ③ 輸配送効率化

共同輸配送の推進など

#### ④ 標準化、システム導入による効率化

パレット運用の推進など

### ■2025年度取組事項

- ・ SM物流研究会、中四国物流研究会との協議や意見交換
- ・ 豆腐、チルド麺、納豆の業界団体への物流課題アンケートや意見交換
- ・ 製配販連携の枠組みであるFSP（フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト）

に参画

- ・ SM 物流研究会、一般社団法人日本加工食品卸協会と連携し、チルド食品業界では初めてのチルド物流に関するガイドラインとなる物流の適正化・効率化に向けた「チルド食品業界製配販行動指針」を作成
- ・ 納品条件緩和分科会、付帯業務削減分科会に加えて、輸配送効率化分科会を立ち上げ
- ・ チルド物流研究会参画メーカー同士での共同輸配送を新たに開始

## 各課題の取組事項

■ 2025年度は下記の通り課題に取り組みました。

課題	年度 ステータス		
	2024	2025	
	<b>準備期</b> → <b>変化期</b>		
全体の流れ	研究会立ち上げ	分科会設置／課題の深堀／情報収集／行政との意見交換 FSP参画／チルド物流のガイドラインづくり	チルド食品業界製配販行動指針の作成
1.納品条件の緩和	・ 分科会の立ち上げ／課題の深堀り 優先取り組み事項の設定 (納品リードタイム延長、休配日設定、発注単位の見直しなど)	・ SM物流研究会、中四国物流研究会を中心に協議し 知見を蓄積	
2.ドライバーの付帯作業削減	・ 分科会の立ち上げ／課題の深堀り 付帯作業の実態把握と解消に向けた具体的取組を検討	・ 実態把握／現状分析 ・ 付帯作業の定義の検討 ・ 荷主の作業境界明確化	
3.輸配送効率化	・ 課題の深堀り 研究会参加企業の実態把握	・ 分科会の立ち上げ ・ 中四国物流研究会との協議 ・ 一部企業で共同輸配送スタート	
4.標準化・システム導入による効率化	・ 課題の深堀り 研究会参加企業のパレットに関する実態把握 ・ 勉強会の実施 パレットの運用や紛失に関する意見交換	・ 勉強会の実施 ・ レンタルパレットに関する意見交換	

### ■ 2026 年度取組事項

- ・ SM 物流研究会、一般社団法人日本加工食品卸協会と分科会を立ち上げ物流課題の解決に向けて協議を継続
- ・ 共同輸配送の拡大（メーカー×メーカー、メーカー×小売など）
- ・ 勉強会実施による知見の蓄積
- ・ 行政や業界団体との意見交換や情報交換

### ■ 問い合わせ先

【「チルド物流研究会」に関する問合せ】

「チルド物流研究会」事務局

TEL: 03-6267-2580 土日祝を除く 10:00～12:00、13:00～17:00

E-mail: [info@chillbutsuken.com](mailto:info@chillbutsuken.com)

以 上